

図書館だより | 最近のレファレンス事例から

●専門用語事典を活用する

専門用語事典は、文献調査の有益なツール。単に用語の意味を調べられるだけでなく、収録項目について専門の観点から比較的詳しい解説を与え、しばしば参考文献を添えている点に特色がある。以下の2つの事例では、専門用語事典から「通達」の存在まで確認することができた。

ケース1

質問内容

「特定業務代行」とはどういうものか。

回答

<使用した資料>

- ①「都市計画用語事典 三訂」（都市計画用語研究会／編著、ぎょうせい刊、2004）
- ②「基本行政通知・処理基準 第77巻 国土交通（4）都市（2）」（加除式、ぎょうせい刊）

<特記事項>

市街地再開発の分野において、民間事業者の能力を活用して事業の円滑な推進を図るため、施行者からの委託に基づき事業の推進に関する業務の相当部分を民間事業者が代行する制度を業務代行方式という。このうち、受託者の業務に建築等施工業務を含まず、自ら保留床を取得する義務を負わずに代行するのが「一般業務代行」であり、建築等施工業務を含み、最終的には自ら保留床を取得する業務を負うのが「特定業務代行」である。

なお、業務代行方式は、平成8年7月に（社）全国市街地再開発協会により「組合施行における業務代行モデル契約」と「その解説」（*1）が作成され、建設省（当時）からその活用推進の通達（*2）が出された。いずれも②の資料に掲載されている。

*1:「組合施行市街地再開発事業における業務代行モデル契約に関する解説」（平8.7.22（社）全国市街地再開発協会）

*2:「民間能力の活用による市街地再開発事業の推進について」（平8.7.22都再発第154号 住街発第72号）

ケース2

質問内容

火災における「半焼」と「全焼」の違いについて

回答

<使用した資料>

- ③「消防関係法令用語集」（消防実務研究会／編著、全国加除法令出版刊、1988）
- ④「火災便覧 第3版」（日本火災学会／編、共立出版刊、1997）
- ⑤「基本行政通知・処理基準 第8巻 消防（1）消防組織 消防行政」（②に同じ）

<特記事項>

「全焼」「半焼」などの違いについては、「火災報告取扱要領」（最終改正平15.6.18消防情第104号）の「損焼程度（火元建物の損害状況）」において以下の通り定義されている。

ア 全焼

建物の焼き損害額が火災前の建物の評価額の70パーセント以上のもの又はこれ未満であっても残存部分に補修を加えて再使用できないものをいう。

イ 半焼

建物の焼き損害額が火災前の建物の評価額の20パーセント以上のもので全焼に該当しないものをいう。

ウ 部分焼

建物の焼き損害額が火災前の建物の評価額の10パーセント以上20パーセント未満のものをいう。

エ ぼや

建物の焼き損害額が火災前の建物の評価額の10パーセント未満であり焼損床面積が1平方メートル未満のもの、建物の焼き損害額が火災前の建物の評価額の10パーセント未満であり焼損表面積が1平方メートル未満のもの、又は収容物のみ焼損したものをいう。

定義自体は③や④でも確認できるが、通達が平成15年に改正されているので、念のため⑤で確認したほうがよい。なお、同通達では「火災損害額の算出に関する基準」も規定されている。

（合同図書館事務局 白川 智行）